

平成23年度事業計画書

2011年4月1日から2012年3月31日まで

特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構

1 事業実施の方針

- ・ 魚食を中心とした食育や藻場・干潟の保全等について、一般市民や水産関係者を対象とした講演会等を開催し、これらの普及啓発活動に努める。
- ・ 生産構造が脆弱化している水産業の体質強化等を図るため、2に掲げる国の補助事業の事業主体として、これら事業を積極的に推進する。
- ・ また、東北地方太平洋沖地震・津波等により甚大な被害を受けた水産業の復興に資するため、所管庁に対し既存事業の適用を要請するとともに、関係中央団体との連携のもと、復興計画に基づく新たな補助事業の実施を検討する。
- ・ ホームページの更なる充実を図り、広く水産関係者・団体、国民等に対し本機構の活動に係る広報を強化する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象者の 範囲 (E) 予定人数	支出予算書 の事業費の 金額 (単位:千円)
① 水産業の発展に関する事業	・ 関係団体等と連携・協力し、水産業・漁村の振興・活性化等に向けた方策の検討を行う。	(A) 随時 (B) 東京都内 (C) 5人	(D) 水産関係者(団体・機関)等 (E) —	100
② 漁業経営の安定化に関する事業	・ 漁業及び養殖業の収益性の向上等を目的とした国の補助事業である「漁業構造改革総合対策事業」の事業主体として、事業実施者に対して必要な経費の助成を行う。	(A) 周年 (B) 全国39地域 (C) 10人	(D) 漁業者・養殖業者等 (E) 150人程度	16,867,307
	・ 漁船の海難及び海中転落事故による死亡・人身事故の減少に向け、操業の安全に関する普及啓発を行うことを目的とした「サバイバル訓練・講習会実施事業」の事業主体として、必要な経費の助成を行う。	(A) 周年 (B) 全国50地域 (C) 2人	(D) 漁船員・漁業者等 (E) 2,000人程度	14,982
	・ 省エネ・省人・省力化及び高度品質管理等に必要な機器の導入等を目的とした「漁業経営体質強化対策事業」の事業主体として、必要な経費の助成を行う。	(A) 上半期 (B) 要綱・要領に示された地域 (C) 3人	(D) 漁業者・養殖業者等 (E) 1,000人程度	1,376,880
③ 水産資源の保護・増進に関する事業	・ 漁業者による資源回復や漁場生産力の回復向上等の取組を支援する国の補助事業である「資源回復・漁場生産力強化事業」の事業主体として事業実施者に対して必要な経費の助成を行う。	(A) 上半期 (B) 岩手県、宮城県 福島県 (C) 5人	(D) 大震災で被災した漁業者等 (E) 5,000人程度	1,045,839
	・ 資源水準に見合う漁業体制を構築するための減船や資源管理を図るための漁獲対象魚種等の転換を実施する漁業者の経営等への影響を緩和し、資源の管理・回復及び漁業生産構造の再編整備の円滑な推進を図ることを目的とした「再編整備等推進支援事業」の事業主体として、事業実施者に対して必要な経費の助成を行う。	(A) 周年 (B) 全国85地域 (C) 2人	(D) 漁業者 (E) 1,500人程度	1,827,858

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象者の 範囲 (E) 予定人数	支出予算書 の事業費の 金額 (単位:千円)
④ 魚食を中心とした食育普及推進事業	・ 一般市民を対象に、食育活動等の専門家等による魚食の推進をテーマとした講演会を実施する(後述の環境保全に関する広報活動と一体的に実施)。	(A) 3月 (B) 東京都内 (C) 5人	(D) 一般市民等 (E) 250人程度	200
⑤ 漁場環境の保全に関する事業	・ 全国で実施されている藻場・干潟・サンゴ礁等の環境保全活動の成果等の広報に努める。	(A) 3月 (B) 東京都内 (C) 5人	(D) 一般市民等 (E) 250人程度	—
	・ 日韓暫定水域や日中暫定措置水域等における漁場生産力の回復・維持及び操業機会の拡大を図るための総合的な取組を支援することを目的とした「韓国・中国等外国漁船操業対策事業」の事業主体として、事業実施者に対して必要な経費の助成を行う。	(A) 周年 (B) 青森～長崎の日本海域 (C) 3人	(D) 漁業者等 (E) 20,000人程度	2,329,487
	・ 大型クラゲ・トド・ナルトビエイ・ザラボヤ等の有害生物による漁業被害の防止対策を目的とした国の補助事業である「有害生物漁業被害防止総合対策事業」の事業主体として、事業実施者に対して必要な経費の助成を行う。	(A) 周年 (B) 全国(大型クラゲ)、北海道、青森(ト)、有明海・周防灘(ナルトビエイ)、北海道・青森・岩手(キタズクラゲ)、北海道(ザラボヤ) (C) 3人	(D) 漁連、漁協等 (E) 500人程度	1,979,712
⑥ 水産関係団体に対し、連絡、助言又は援助を行う事業	・ ホームページの活用等により水産業・漁村の活動や本法人の活動等をPRする。	・ 随時	・ 不特定多数	

(2) その他の事業

本年度は実施予定ない。